

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の 生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行うベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0025 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0025**による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、**箇条5**に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、次に掲げる事項について確認することによって行う。

- 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること
- 当該生産荷口に係る生産方法が**JAS 0025**の**箇条4**、**箇条5**及び**箇条6**に適合するものであること

5 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の管理記録

管理記録に記載すべき事項を次に示す。

- ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の種類
- 1次原料に関する情報（規格書、仕様書、納品書、受入年月日、保管方法等）
- 製造に関する情報（製造年月日、1次原料の種類及び使用量、動物試験の実施の有無、同一製造ラインにおけるベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料及び添加物並びに揚げ油の共用の有無等）
- 機械、機器、用具等の管理（使用記録、洗浄記録等）

制定等の履歴

制 定 令和4年9月6日農林水産省告示第1397号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年9月6日農林水産省告示第1397号
令和4年10月6日から施行する。